

平成28年度
乙訓圏域障がい者自立支援協議会事業計画（案）

平成28年5月
乙訓圏域障がい者自立支援協議会

実施主体 向日市・長岡京市・大山崎町が共同実施する地域自立支援協議会

目的 障がい福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整を行う。

- 事業**
- ・障がい者等の生活を支援するための必要な条件整備について広域的な意見調整を行う。
 - ・広域的な困難事例について支援策などの協議を行う。
 - ・将来的な社会福祉サービスの課題について意見・情報交流を行う。
 - ・その他必要な事項を行う。

全体会

34の機関・団体で構成し、年度の事業報告と事業計画、課題の協議を行う。

(福祉サービス事業所、相談支援事業所、医療・教育・雇用・企業関係団体、行政等)

専門部会等

- ・障がい者等の生活を支援するために必要な条件整備について課題別に意見交換する。
- ・支援策などを協議・実施するため、必要に応じ、専門の委員会・部会及びプロジェクトを設置する。

運営委員会

協議すべき課題の整理と支援策の検討、専門部会の準備などについて協議する。

(行政機関と委託相談支援事業所)

備考 乙訓圏域障がい者自立支援協議会は京都府における圏域障害者自立支援協議会を兼ねる。

事務局 乙訓福祉施設事務組合 乙訓圏域障がい者総合相談支援センター内

平成28年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会事業計画(案)

1 運営要綱の一部を改正する

相談支援事業所の増に伴い、運営要綱の別表1及び別表2を改める。

2 部会等を設置する

専門委員会及び専門部会を設置する。

- (1) 「医療的ケア」委員会(「医療的ケア」が必要な人の短期入所や地域生活上の支援の在り方などの協議)
- (2) 地域生活支援部会(緊急時の対応、卒業後の進路先などの協議)
- (3) 相談支援部会(相談支援体制の充実、相談支援員の相談支援力量の向上などの協議)

3 プロジェクト等を設置する

- (1) 介護職員初任者研修プロジェクト(介護職員初任者研修の実施)
- (2) 喀痰吸引等研修プロジェクト(医療的ケアに関わる介護職員認定研修の実施)
- (3) 精神障がい者地域生活支援プロジェクト(精神障がい者の支援に関わるネットワークの整備)

4 各種団体・機関の研修会等を支援する

5 ネットワークを構築する

- (1) 協議会のホームページを充実する。
- (2) 情報の相互提供の推進を図る。
- (3) 他のネットワークとの連携を図る。

6 その他目的達成のために必要なことを行う

障がい者の就労に関する部会設置を前提とした準備会を設立する。

平成28年度 乙訓圏域障がい者自立支援協議会 委員

分野・団体		団体・機関名	所属名	役職	委員
相談支援事業所		乙訓福祉施設事務組合	乙訓障がい者基幹相談支援センター	相談員	中坊智子
		(福)長岡京市社会福祉協議会	長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」	事業長	奥田英太郎
		(財)長岡記念財団	相談支援事業所・地域活動支援センターアンサンブル	所長	石田早苗
		(福)向陵会	乙訓ひまわり園地域連携室	室長	井上大
		(福)向日市社会福祉協議会	障がい者地域生活支援センター	主任	吉川昭子
		NPO法人こらぼねっと京都	こらぼねっと京都自立支援センター	所長	伊藤美恵
		(福)乙訓福祉会	相談支援室のこのこ	室長	畑秀和
		乙訓福祉施設事務組合	乙訓ポニーの学校	主任	伊藤憲一
		(財)長岡記念財団	しょうがい者就業・生活支援センター アイリス	主任就業支援員	青戸享子
		(福)大山崎町社会福祉協議会	総務・地域福祉係	相談支援専門員	上田祥子
障がい福祉サービス事業所関係	乙訓障害者支援事業所連絡協議会	(財)長岡記念財団	多機能型事業所カメリア	所長	栗森雄児
		NPO法人友愛サポート	ワークショップ友愛印刷	所長	羽栗克幸
	居宅支援事業者	(福)向日市社会福祉協議会	向日市社協ホームヘルプセンター	ホームヘルプセンター長	村上俊枝
		(福)長岡京市社会福祉協議会	ホームヘルプ事業	事業長	中原明子
		(福)大山崎町社会福祉協議会		事務局長	塚本浩司
公設支援事業者	乙訓福祉施設事務組合	乙訓若竹苑	施設長	石野功一	
施設入所支援事業者	(福)乙の国福祉会	障害者支援施設晨光苑	施設長	梅垣 剛	
医療関係団体		(社)乙訓医師会		障がい者担当理事	佐藤真人
		京都府乙訓歯科医師会		監事	安藤純夫
		(福)恩賜財団済生会京都府病院	福祉相談室	福祉相談室長	内藤雅子
	乙訓訪問看護ステーション連絡会	(福)向陵会	訪問看護ステーションきりしま	管理者	谷川智子
教育・雇用・企業		京都府立向日が丘支援学校		校長	山田定宏
		京都府乙訓教育局	学校教育担当	指導主事	高平秀揮
		京都七条公共職業安定所	京都障害者職業相談室	室長	田名後茂
		乙訓地域商工会広域連携協議会	乙訓地域商工会広域連携協議会事務局	長岡京市商工会事務局長	篠永卓士
		(社)乙訓青年会議所	理事 渉外交流委員会	副委員長	神島真吾
		(社)乙訓青年会議所	青少年育成委員会	副委員長	佐々木彰吾
障がい者関係団体	当事者団体	京都府身体障害者団体連合会乙訓ブロック	長岡京市身体障がい者団体連合会	会長	三好俊昭
		(社)京家連 乙訓やよい会		副会長	高畑玲子
		乙訓の障害者福祉を進める連絡会			河合祥子
行政		京都府山城広域振興局健康福祉部乙訓保健所	福祉室	室長	山本 明
		乙訓福祉施設事務組合		事務局長	藤本正次
		向日市	健康福祉部	部長	植田茂
		長岡京市	健康福祉部	部長	池田裕子
		大山崎町	健康福祉部	部長	野田利幸
運営委員	相談支援事業所	乙訓福祉施設事務組合	乙訓障がい者基幹相談支援センター	相談員	中坊智子
		(福)長岡京市社会福祉協議会	長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」	事業長	奥田英太郎
		(福)向陵会	乙訓ひまわり園地域連携室	室長	井上大
		(財)長岡記念財団	地域活動支援センターアンサンブル	所長	石田早苗
		(福)向日市社会福祉協議会	向日市社協障がい者地域生活支援センター	センター長	石松友樹
		NPO法人こらぼねっと京都	こらぼねっと京都自立支援センター	所長	伊藤美恵
		(財)長岡記念財団	しょうがい者就業・生活支援センター アイリス	主任就業支援員	青戸享子
		(福)乙訓福祉会	相談支援室のこのこ	室長	畑秀和
		乙訓福祉施設事務組合	乙訓ポニーの学校	主任	伊藤憲一
		(福)大山崎町社会福祉協議会	総務・地域福祉係	相談支援専門員	上田祥子
	行政	乙訓福祉施設事務組合	乙訓若竹苑	主査	岡西真奈
		京都府山城広域振興局健康福祉部乙訓保健所	福祉室	室長	山本明
		京都府山城広域振興局健康福祉部乙訓保健所	福祉室	副室長	原田寿樹
		乙訓福祉施設事務組合	乙訓若竹苑	事務長	中島知子
		向日市	健康福祉部障がい者支援課	係長	岩谷誠司
		長岡京市	健康福祉部障がい福祉課	係長	井手竜太
		大山崎町	健康福祉部福祉課	主幹	飯山一隆

乙訓圏域障がい者自立支援協議会運営要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく相談支援事業をバックアップし、乙訓地域で生活する障がい者（児）及び難病等患者（以下、「障がい者等」という。）の自立と社会参加を支援するため、障がい福祉サービスの基盤整備と利用に関する総合調整を行う乙訓圏域障がい者自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置・運営し、もって各市町障害福祉計画の推進を図る。

(事業内容)

第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- ① 福祉、就労、教育・療育、保健・医療など、障がい者等の生活を支援するために必要な条件整備について、課題別に設置する専門部会を通じ関係機関・団体・事業者（以下「関係機関等」という。）との広域的な意見調整を行う。
- ② 各市町又は各相談支援事業者から広域的な調整を求められたサービス利用の困難事例について、専門部会を通じ支援策などの協議を行う。
- ③ 乙訓圏域における将来的な社会福祉サービスの課題について、関係機関等との意見・情報交流を行う。
- ④ その他、他の圏域との交流、各種研修など前条の目的達成に必要な事業を行う。

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる各関係機関等が推薦する委員をもって構成する。なお、任期は1年とし再任は可とする。

2 協議会は会長が代表することとし、各市町の障がい福祉担当部長がその職務を行うものとする。

なお、任期は1年とし順次交替するものとする。

3 協議会に課題別専門部会等を設置し、各委員は関係する課題別専門部会等に参加するものとする。

4 協議会に相談支援専門職員を置き、協議会及び専門部会の円滑な運営と課題の解決を図るため、必要な事務・事業を行うものとする。

5 協議会に別表2の運営委員会を置き、運営委員は協議会及び専門部会の運営について相談支援専門職員に協力するものとする。

6 協議会の運営に関する庶務及び経理については、乙訓福祉施設事務組合事務局長が各規定に基づき管理するものとする。

(会議)

第4条 協議会は、全体会を年1回以上開催し、以下の事項について協議する。

- ① 前回の全体会以降の協議状況等
- ② 今後の協議予定の課題等
- ③ 協議会の運営及び予算・決算、委員の改選等
- ④ その他必要事項

2 専門部会は、運営委員会の協議を通じ会長の了解を得て必要な委員の規模と構成で開催し、支援策を協議するものとする。

なお、必要な場合は、協議会委員以外の専門家の出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

3 運営委員会は定例的に開催することとし、協議すべき課題の整理と支援策の検討、専門部会の準備などについて協議するものとする。

4 各委員は、会議において知り得た情報を他に漏らしてはならないものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は全体会で確認し別に定める。

附則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年5月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

(別表1)

分野	関係機関等
相談支援センター	乙訓障がい者基幹相談支援センター 長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」 乙訓ひまわり園相談支援事業所 地域活動支援センター「アンサンブル」 向日市社協障がい者地域生活支援センター こらばねっと相談支援センター しょうがい者就業・生活支援センター アイリス 乙訓福祉会・ライフサポート事業所相談支援室「のこのこ」 相談支援事業乙訓ポニーの学校 大山崎町社会福祉協議会相談支援事業所 相談支援事業乙訓若竹苑
障がい福祉サービス事業所関係	乙訓障害者支援事業所連絡協議会 居宅支援事業者（向日市社協ホームヘルプセンター） （長岡京市社協きりしま苑） （大山崎町社協ホームヘルプセンター） 乙訓若竹苑 施設入所支援事業者（晨光苑）
医療関係団体	乙訓医師会 乙訓歯科医師会 済生会京都府病院福祉相談室 乙訓訪問看護ステーション協議会
教育・雇用・企業関係	京都府立向日が丘支援学校 京都府乙訓教育局（特別支援教育関係） 京都障害者職業相談室 乙訓地域商工会広域連携協議会 乙訓青年会議所
障がい者関係団体	京都府身体障害者団体連合会乙訓地区代表 乙訓やよい会 乙訓の障害者福祉を進める連絡会
行政	京都府乙訓保健所福祉室長 乙訓福祉施設事務組合事務局長 向日市健康福祉部長 長岡京市健康福祉部長 大山崎町健康福祉部長

(別表2)

運営委員会	乙訓障がい者基幹相談支援センター 長岡京市障がい者地域生活支援センター「キャンパス」 乙訓ひまわり園相談支援事業所 地域活動支援センター「アンサンブル」 向日市社協障がい者地域生活支援センター こらぼねっと相談支援センター しょうがい者就業・生活支援センター アイリス 乙訓福祉会・ライフサポート事業所相談支援室「のこのこ」 相談支援事業乙訓ポニーの学校 大山崎町社会福祉協議会相談支援事業所 相談支援事業乙訓若竹苑 京都府乙訓保健所福祉室 向日市障がい者支援課 長岡京市障がい福祉課 大山崎町福祉課 乙訓福祉施設事務組合
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

乙訓圏域障がい者自立支援協議会内規

- ・委員の任期は1年とし、毎年度3月31日までとする。
- ・専門部会に部会長、副部会長を置く。
- ・部会長は各専門部委員の互選とし、副部会長は運営委員より選出する。
- ・部会長は専門部会を代表し、会務を総括する。副部会長は会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- ・専門部会は必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。
- ・専門部会は原則公開とするが、個人のプライバシーに触れるおそれのあるときは、会議の前に部会長が非公開とすることができる。
- ・この内規に定めるもののほか、専門部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。
- ・部会長・副部会長選出の団体・機関は部会長・副部会長以外に専門部会委員を1名選出することができる。
- ・専門部会の会議記録は事務局が要旨の記録をとり、部会長・副部会長・会長・乙訓福祉施設事務組合事務局長が内容を確認の上、会議記録として保管する。
- ・会議記録を閲覧希望する者は、乙訓福祉施設事務組合「乙訓福祉施設事務組合情報公開条例」に基づき開示を請求できる。
- ・協議会専門部会への要望書の受付は事務局にて行い、速やかに会長・部会長・副部会長に報告する。
- ・専門部会は原則として全体会所属団体・機関で構成するが、専門部会への参加希望団体、機関若しくは参加が必要と認める団体、機関等がある場合、運営委員会で協議のうち、会長の承認を得て専門部会に参加することができる。
- ・専門部会の協議結果により、さらに具体的な協議の継続と事業の展開が必要と認められる場合は、会長の承認を得て専門委員会を設置することができる。
- ・専門委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

平成19年8月1日

平成20年4月22日一部変更

平成21年4月1日一部変更

平成23年6月1日一部変更

平成25年5月27日一部変更

平成28年度乙訓圏域障がい者自立支援協議会と他の機関等関係図

